平成２９年（フ）第７８号
山形市若宮３丁目１番18号
破産者　三沢　慶洋
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９１５号
福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸１丁目151番地、前住所福岡県春日市天神山３丁目60番地
破産者　金子　眞治
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４２８号
福岡市早良区曙１丁目11番27―501号、前住所福岡市早良区南庄４丁目11番25―402号
破産者　小櫻　康隆
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９０８号
札幌市中央区宮の森２条１丁目１番３―401号、開始決定時の住所札幌市中央区宮の森３条３丁目６番17―401号
破産者　大関　宏典
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５４７号
北海道河東郡音更町新通５丁目２番地22　ハイツ亀屋Ａ101
破産者　北村　　慎
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９号
千葉県市原市五井1645番地３、開始決定時の住所青森県つがる市富萢町去来見12番地
破産者　小寺　　央
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
宮城県大崎市古川米倉字中田268番地１　塚目ホームタウンＣ棟、従前の住所宮城県加美郡加美町月崎字昭和22番地
破産者　本田　　輝
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
茨城県水戸市堀町1108番地の12
破産者　讃岐三代子
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第７１号
栃木県栃木市藤田町18番地
破産者　別井　俊夫
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１３１号
愛知県一宮市昭和２丁目３番11号
破産者　四宮　　明
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４４０号
横浜市磯子区滝頭２丁目２番12号
破産者　岩本　　匡
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９６１号
神奈川県海老名市中新田１丁目５番25―404号
破産者　谷口　敦司
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６０号
新潟県柏崎市松波３丁目６番１―501号　県営松波町住宅１号棟
破産者　新井貞子こと　朴　　貞子
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
新潟県長岡市東坂之上町１丁目11番地　フェニックス大手セントラルレジデンス701号室
破産者　鈴木　義行
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
静岡県御殿場市大坂57番地の８　御殿場かいせい病院、住民票上の住所静岡県御殿場市中畑531番地の66　富士屋ハイツ201　（前住所）静岡県御殿場市茱萸沢621番地の31
破産者　藤井　　肇
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５号
静岡県沼津市志下287番地、開始決定時の住所静岡県沼津市志下296番地　エテルノ101号室
破産者　村松　久子
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１５号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙4967―２、住民票上の住所宮崎県日南市戸高２丁目10番地３
破産者　力衛　　尉
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部